

# 農産物検査業務規程

平成14年5月10日（制定）  
福岡大城農業協同組合

## 第1章 総則

（総則）

第1条 福岡大城農業協同組合（以下「本組合」という。）が農産物検査法（昭和26年法律144号。以下「法」という。）第2条第5項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行う同条第1項の農産物検査（以下「農産物検査」という。）に関しては、この規程に定めるところによる。

（農産物検査の方針）

第2条 本組合が行う農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行うものとする。

- (1) 農産物検査を公平、公正、迅速に行う。
- (2) 農産物検査の信頼性を確保するため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- (3) 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。
- (4) 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。

（法的地位及び責任）

第3条 本組合は、定款の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。

2 本組合は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本組合が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。

## 第2章 農産物検査を行う時間及び休日

（始業及び就業時刻）

第4条 農産物検査を行う時間は、8時45分から16時30分までとする。

（休憩時間は12時00分から13時00分まで）

2 前項の時間は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。

（休日）

第5条 休日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
- (3) 年末・年始（12月31日から翌年1月3日まで）

(4) その他本組合が特に必要と認めた日

2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。

### 第3章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等

(農産物検査を行う農産物の種類)

第6条 本組合は、国内産「もみ・玄米・大麦・小麦・はだか麦・大豆」について農産物検査を行う。

(農産物検査の登録の区分)

第7条 本組合は、法第2条第3項の品位等検査を行う。

(農産物検査を行う区域)

第8条 本組合が品位等検査を行う区域は、福岡県とする。

なお、農産物検査法第14条第1項に規定する検査を受けようとする農産物の生産地は、佐賀県とする。

(農産物検査の請求の受付場所)

第9条 本組合の農産物検査請求の受付場所は、別紙1のとおりとする。

(農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置)

第10条 農産物検査を行う場所（以下「検査場所」という。）を管轄し、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所に配置される法第17条第2項第1号の農産物検査員（以下「農産物検査員」という。）の数は、別紙2のとおりとする。

### 第4章 農産物検査の業務の実施

(農産物検査を行う者)

第11条 農産物検査は、第27条第1項の規程により検査場所において代表理事組合長（以下「組合長」という。）が任命した農産物検査員が行う。

2 農産物検査員は、自ら指示することにより農産物検査実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

(1) 検査試料の採取業務

(2) 量目検査における計量業務

(3) 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）

第10条第3項の検査証明の押印業務

(農産物検査の請求の受理)

第12条 本組合は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別紙様式による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿に整理のうえ、農産物検査を行うものとする。

2 本組合は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理にあたっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあつては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名捺印のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名捺印した文書がある場合にあつては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。

3 本組合は、特別な理由がない限り、検査請求の受理を拒否することはできないものとし、受理を拒否する場合は、その理由を検査請求者に説明するものとする。

4 第1項の検査請求書及び検査請求受付簿は、3年間保存するものとする。

(農産物検査の受付の条件)

第13条 本組合は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあつては、1キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。

量目についての条件を欠く米穀について、法第5条2項（法第34条第3項において準用する場合を含む。）の品位検査を受ける場合

2 「農産物検査に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Iの第2の1の(2)に規定する農産物の産地品種銘柄は、別紙3のとおりとする。

また、第8条に定める佐賀県の産地品種銘柄は、別紙4のとおりとする。

なお、上記事項を設定（変更・取消を含む。）した場合、速やかにホームページ等に掲載・掲示するとともに、福岡県知事等に報告するものとする。

(受検のための準備)

第14条 本組合は、請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。

(1) 受検品に関する情報の提示（品種別作付面積等）

- (2) 検査ロット編成時の必要な荷役労働力の提供等
- (3) 規則第 10 条第 3 項の様式の添付及び検査請求者記入欄の記載

(検査試料の採取)

第 15 条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。

(農産物検査の業務の実施方法)

第 16 条 農産物検査員は、検査場所の環境が第 34 条第 2 項の環境点検により適切に維持・管理されていることを確認した上で、規則第 16 条に規定する機械器具及びその他の設備（第 34 条において、「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

(検査証明)

第 17 条 検査証明は、検査結果通知表により法第 13 条第 1 項及び規則第 10 条の規定に従って行うものとする。

(農産物検査の結果の通知)

第 18 条 農産物検査員は、農産物検査の実施後速やかに検査証明書を検査請求者に通知するものとする。なお、農産物検査員は、様式第 16 号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を検査請求者に通知するものとする。

(帳簿の作成及び保存)

第 19 条 本組合は、様式第 16 号の帳簿を作成し、5 年間保存するものとする。  
なお、帳簿については、様式 16 号の記載事項を網羅していれば、電子記録媒体に電磁的記録として作成、保存することができるものとする。

## 第 5 章 検査手数料等

(検査手数料)

第 20 条 本組合が行う検査手数料の額は、農産物の種類、量目、単位により次（別紙 5）に掲げる額とする。

(検査手数料の収納方法)

第 21 条 検査手数料は、本組合貯金口座からの引き落としにより収納することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、現金により収納することができる。  
2 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。

(費用の負担等)

第 2 2 条 本組合は、請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。

## 第 6 章 農産物検査を行う組織

(組織)

第 2 3 条 本組合の農産物検査を行う組織は、別紙 6 のとおりとする。  
(別紙 7 は、組織規程の業務(事務)分担表に担当課の業務を明記したものとする。)

(組合長の責任)

第 2 4 条 組合長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。

(農産物検査業務の権限)

第 2 5 条 本組合の農産物検査業務に係る職務執行の責任は組合長が負うものとする。ただし、組合長に事故あるときは、定款第 34 条の規定に基づき専務理事がその職務の執行を代理する。  
2 本組合の農産物検査業務に係る職務権限は、別に定める職務規程別表の職務権限表による。

(農産物検査員の任命)

第 2 6 条 組合長は、本組合に所属し、規則第 15 条第 1 項の農林水産大臣が作成する名簿に登載された者を農産物検査員として任命する。  
2 組合長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。  
3 組合長は、前項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する。

(農産物検査員の職務)

第 2 7 条 農産物検査員の職務は、検査のための試料の採取、試料の検査、法第 13 条第 1 項の検査証明の業務とする。  
2 農産物検査員は、組合長及び職制により定められた上司の命令に従い、公正かつ誠実に職務を行うものとする。  
3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため、組合長が指定する研修を受講しなければならない。

4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第7章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項

(農産物検査員の教育及び訓練)

第28条 組合長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。

2 第26条で任命された指導的農産物検査員は、前項で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で組合長を補佐する。

(内部監査)

第29条 組合長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的実施するものとする。

2 内部監査の手順は、別途定める「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」による。

(不適切な行為の防止等)

第30条 組合長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。

2 組合長は、不適切な行為を発見したときは、直ちにこれを是正するとともに、速やかに福岡県知事等に不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。

(国及び福岡県知事による調査の受け入れ)

第31条 本組合は、国及び福岡県知事による調査があったときは、これを受け入れ、協力するものとする。

(会議等への参加)

第32条 本組合は、国及び福岡県JA農産物検査協議会が主催する会議等への参加要請があったときには、要請内容に応じて職員又は農産物検査員を参加させるものとする。

(異議申し立て、苦情及び紛争の処理)

第33条 本組合は、請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申し立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。

(機械器具等及び検査場所の保守点検)

第34条 本組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、水分計については毎年度、計量機については2年ごとに機械器具等の保守点検を実施し、管理簿等に記録するものとする。

2 本組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、次の各号に掲げる場合に応じて、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものとする。なお、環境が適切に維持されていることを確認した者は、環境点検実施状況確認簿(別紙8)を作成し、確認日及び確認者を記録及び保管しておくこととする。

(1) 登録検査機関が所有する施設(CEや倉庫)を検査場所として使用する場合施設の担当部局が環境点検を定期的に行うことによって、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

ただし、登録検査機関が所有する施設が、食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確な場合は、そのことを証明する書類をもって、環境点検を省略することができる。

(等級証印及び農産物検査員の認印の管理)

第35条 本組合は、等級証印及び農産物検査員の認印を適切に管理するため「農産物検査用等級証印・農産物検査員認印の取扱要領」を定めて管理することとする。

(等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用等)

第36条 本組合の役職員は、等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用を発見したときは、直ちに組合長に報告するものとする。

2 組合長は、前項の報告があった場合には、速やかに福岡県知事等に報告する等適切な措置を講じるとともに、福岡県知事等の要請による調査等に協力するものとする。

(農産物検査結果の報告)

第37条 組合長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより福岡県知事へ必要な報告を遅滞なく提出するものとする。

(書類の整備)

第38条 本組合は、次に掲げる書類を整備しておくものとする。

- 1 農産物検査請求書(委任状・申出書等を含む。)
- 2 検査請求者別検査台帳(様式16号)
- 3 福岡県知事への農産物検査結果報告書

- 4 検査結果通知書（検査証明発行簿）
- 5 検査請求受付簿
- 6 包装の事前確認台帳
- 7 機械器具等の保守・点検管理簿
- 8 等級証印（受払）管理簿
- 9 検査計画書・標準品受払簿
- 10 収支状況がわかる帳簿類（貸借対照表、損益計算書、収支計算書等）
- 11 内部監査記録（計画・報告書も含む。）
- 12 研修会等資料
- 13 登録（登録更新）申請書関係（業務規程等も含む。）

（その他）

第39条 この規程に定めるもののほか、農産物検査に関し必要な事項は、別に組合長が定めるものとする。

（改 廃）

第40条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行なう。  
なお、軽微な変更等については、組合長が変更できるものとする。

附 則

この規程は、平成14年 5月10日から施行する。

附 則

平成15年 4月30日一部改訂。

附 則

平成17年 4月 8日一部改訂。

附 則

平成17年 8月23日一部改訂。

附 則

平成18年 2月 1日一部改訂。

附 則

平成18年 5月15日一部改訂。

附 則

平成19年 3月22日一部改訂。

附 則

平成19年 4月26日一部改訂。

附 則  
平成19年 5月 1日一部改訂。  
附 則  
平成23年 6月28日一部改訂。  
附 則  
平成24年 4月24日一部改正。  
附 則  
平成25年 6月27日一部改正。  
附 則  
平成25年 9月24日一部改正。  
附 則  
平成26年 4月 1日一部改正。  
附 則  
平成26年 9月22日一部改正。  
附 則  
平成27年 4月28日一部改正。  
附 則  
平成27年 9月 1日一部改正。  
附 則  
平成28年 4月 1日一部改正。  
附 則  
平成28年 5月27日一部改正。  
附 則  
平成29年 7月24日一部改正。  
附 則  
平成30年 5月25日一部改正。  
附 則  
令和1年 5月30日一部改正。  
附 則  
令和1年 10月1日に一部改正。  
附 則  
令和2年6月1日に一部改正し、同日付で施行する。



別紙 2

検査場所を管轄する事務所及び検査場所・検査員数

福岡大城農業協同組合

事 務 所		検 査 場 所		農 産 物 検査員数
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
福岡大城農業協同組合	三潞郡大木町大字八町牟田 330 番地	城島カントリーエレベーター	久留米市城島町江上本 75 番地の 1-3	1 名以上
		浮島ライスセンター	久留米市城島町浮島 964 番地	1 名以上
		川口カントリーエレベーター	大川市大字一ッ木 1038 番地	1 名以上
		木室カントリーエレベーター	大川市大字下木佐木 103 番地	1 名以上
		大豆乾燥調製施設	大川市大字中木室 96 番地 1	1 名以上
		大木カントリーエレベーター	三潞郡大木町大字上八院 1730 番地	1 名以上

## 別紙3

## 福岡県農産物産地品種銘柄

種類	産地品種銘柄							
	必須銘柄				選択銘柄			
水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米 (銘柄数 14)	ヒノヒカリ	元気つくし	コシヒカリ	にこまる	ツクシホマレ	つやおとめ	姫ごのみ	
	つくしろまん	ミルクークイーン	夢つくし		実りつくし	夢一献	レイホウ	つやきらり
水稲もちもみ及び水稲もち玄米 (銘柄数 1)	ヒヨクモチ							
醸造用玄米 (銘柄数 4)	山田錦				壽限無	雄町	吟のさと	
普通小麦 (銘柄数 5)	シロガネコムギ	チクゴイズミ	ニシホナミ					
	ちくしW2号		ミナミノカオリ					
普通大粒大麦 (銘柄数 6)	はるしづく	しゅんれい	ほうしゅん		くすもち二条	はるか二条	はるさやか	
普通はだか麦 (銘柄数 1)	イチバンボシ							
普通大豆及び特定加工用大豆 (大粒大豆及び中粒大豆) (銘柄数 3)	フクユタカ		キヨミドリ		ちくしB5号			
普通大豆及び特定加工用大豆 (小粒大豆及び極小粒大豆) (銘柄数 1)	すずおとめ							

## 別紙 4

## 佐賀県農産物産地品種銘柄

種類	産地品種銘柄						
	必須銘柄			選択銘柄			
水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米 (銘柄数 13)	ヒノヒカリ	コシヒカリ	さがびより	にこまる	さとじまん	たんぼの夢	鍋島
	夢しずく		天使の詩	日本晴	ふくいずみ	ホシユタカ	レイホウ
水稲もちもみ及び水稲もち玄米 (銘柄数 3)	ヒヨクモチ			ヒデコモチ		峰の雪もち	
醸造用玄米 (銘柄数 3)				山田錦	西海一三四号	さかの華	
普通小麦 (銘柄数 4)	シロガネコムギ	チクゴイズミ		ミナミノカオリ		さちかおり	
普通大粒大麦 (銘柄数 5)	ニシノホシ			サチホゴールデン		煌二条	
				白妙二条		はるか二条	
普通はだか麦 (銘柄数 3)				イチバンボシ	ダイシモチ	ユメサキボシ	
普通大豆及び特定加工用大豆 (大粒大豆及び中粒大豆) (銘柄数 2)	フクユタカ			むらゆたか			
普通大豆及び特定加工用大豆 (小粒大豆及び極小粒大豆) (銘柄数 0)							

## 検査手数料額

福岡大城農業協同組合

種類	量目	単位	金額
もみ	21kg～45kg以下	1包装につき	52円
	20kg以下	1包装につき	25円
	上記以外のもの	1トン当たり	827円
玄米	31kg～60kg以下	1包装につき	52円
	30kg以下	1包装につき	25円
	上記以外のもの	1トン当たり	827円
精米	31kg～60kg以下	1包装につき	52円
	30kg以下	1包装につき	25円
	上記以外のもの	1トン当たり	827円
大麦	26kg～50kg以下	1包装につき	30円
	25kg以下	1包装につき	15円
	上記以外のもの	1トン当たり	492円
はだか麦	31kg～60kg以下	1包装につき	30円
	30kg以下	1包装につき	15円
	上記以外のもの	1トン当たり	492円
小麦	31kg～60kg以下	1包装につき	30円
	30kg以下	1包装につき	15円
	上記以外のもの	1トン当たり	492円
大豆	31kg～60kg以下	1包装につき	42円
	30kg以下	1包装につき	20円
	上記以外のもの	1トン当たり	660円

注 この表の手数料は（消費税を含む）金額です。